平成２５年（フ）第３号
青森県下北郡東通村大字白糠字下馬坂25番地
債務者　赤田　良治
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
熊本市中央区世安町52番地１　市営世安団地411
債務者　金子　美幸
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５号
熊本市南区白藤１丁目16番10号
債務者　福嶋　聖次
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０７９号
名古屋市北区成願寺２丁目３番22号
債務者　水野　孝行
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０号
釧路市興津４丁目21番２号
債務者　棟方　千春（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１０４２号
東京都目黒区柿の木坂２丁目５－２－502
債務者　新屋　有子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５９号
東京都葛飾区亀有２丁目73－10－202
債務者　野原　孝志（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７６号
東京都板橋区向原３丁目８－３－303
債務者　末次　徹郎
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１５号
東京都葛飾区柴又２丁目８－３－101
債務者　吉田　一昭
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２２号
東京都大田区南蒲田２丁目７－５　セレーノＩ　102
債務者　千葉　義雄
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２６号
埼玉県草加市神明２丁目１－13
債務者　堀井　公成
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２７号
東京都荒川区西尾久５丁目15－16
債務者　町田　富子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３０号
東京都江東区東陽２丁目５－13
債務者　谷ケ崎一好
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４２号
東京都足立区南花畑４丁目11－５－307
債務者　稲田リサメリーこと　イナダ　リサメリー　パガラ
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４４号
東京都西多摩郡日の出町大字平井1129－１－205
債務者　渡邉　圭治
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４８号
東京都墨田区堤通２丁目10－18－203
債務者　富樫喜久子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部